

令和 6 年度 地域包括支援センターの運営について

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター（以下、センターという。）は、保健・医療・福祉をはじめ地域の様々なサービスを活用して高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう支援する機関であり、地域包括ケアシステムにおいて中心的役割を果たしている。

令和 6 年度においては、以下の取組を行う。

1 体制整備について

複雑化・複合化する高齢者のニーズに対応し、高齢者が適切なサービス等につながるよう支援することを目的として、令和 6 年 8 月から市内の 6 か所のセンターで職員を各 1 名増員し、体制整備を図る。

【参考】過年度の取組

年度	取組内容
令和 2 年度	2 圏域において、人員体制の強化と地域相談窓口の増設を実施
令和 3 年度	4 圏域で人員体制の強化を実施。また、地域相談窓口に常勤職員 1 名を配置
令和 4 年度	2 圏域で人員体制の強化を実施

参考 【第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画での位置付け】
第 4 章 5 在宅ケアの充実及び連携体制の整備
(2) 地域包括支援センターの運営